



港区新橋5-15-5
交通ビル4F

国労東日本本部

発行責任者 松井正義
編集責任者 伊藤隆夫

2015年
5月29日
NO. 52-①

ダイジェスト版

みんなが
待っています。
あなたの力を
国労へ
HP <http://www.e-nru.com>

「住環境制度の改正」

5月25日 説明要求交渉開催!

組合 社員・家族に歓迎される制度に!人材確保のためにも福利厚生は重要。

バリエーションを持った制度。目的は持家支援の推進と受益格差の是正。 **会社**

<組合>

<会社>

【受益格差について】

- 制度改正の根本となっている受益格差を無くしていくという考え方だが、受益格差は会社から見ての格差であって、利用している側は感じていない。
- この制度の導入により受益格差をどれくらい圧縮するのか?
- 今後の社宅の計画について、方向性はどのようなのか。

- 会社からの受益の格差は、持家を1とすると、賃貸が3、社宅・寮が4の割合。その格差是正である。全体の社員の居住割合では持家が39%、社宅が16%、賃貸が12%である。
- 10年後を想定すると、『持家1』対『賃貸2』対『社宅3』である。
- 社内利用がある限りは残して使用していく。導入後、使用が減少した場合は整理していく考えはある。

【現在の社宅・寮の現状】

- 社宅の数も相当減っているのではないか。社宅・寮の戸数はどのくらいなのか。

- 社宅は国鉄からの移管が、2万戸弱だった。現在は、12,800戸である。寮は103戸で定員が9,000室である。

【所有住宅支援一時金の新設について】 ※所有住宅支援一時金20万円の新設(実施日:H.27.4.1)

- 所有住宅支援制度を新設し、20万円とした根拠は?子供のいる家庭は3月に引っ越す。その時期はピークであり、とても足りない!

- 4人家族での引っ越し相場を基に計算した。平均的な家庭で20万円前後であり、設定をした。

【財形貯蓄加入者へのカフェテリア・プラン利用について】 ※カフェテリア・プラン制度改正、財形(住宅)支援項目追加(実施日:H.27.4.1)

- カフェテリア・プランの使用メニューが広がるのは良いことだが、何故、財形住宅だけなのか?

- 持家取得の推進である。住宅財形をやっている社員が申請をすれば、ポイント使用で年3,000円給付される。今後もメニューの充実を検討する。



港区新橋5-15-5
交通ビル4F

国労東日本本部

発行責任者 松井正義
編集責任者 伊藤隆夫

2015年
5月29日

NO. 52- ②

ダイジェスト版

みんなが
待っています。
あなたの力を
国労へ
HP <http://www.e-nru.com>



社員の生活設計は様々。それに対応した福利厚生制度が求められている！
全体のメニュー充実を！

色々な意見があるのは承知している。
受益格差是正を行うためにはある程度の制限を加える。



< 組合 >

< 会社 >

【 社宅の居住期間の制限について 】 ※社宅居住期間制限(15年)の導入(実施日:H.34.4.1)

- 15年一律の居住制限に関しては、意見のあるところである。
- 社宅居住期間15年は選択肢を狭められてしまう。判断には個人差があり、それに対応した福利厚生制度が求められている。
- 実施日を平成34年4月1日とする根拠は何か。

- 仮に30歳前後で結婚したとして、社宅に15年間入居して45歳、もし持家を考えてローンを組むと、そのくらいの設定になるのではないか。
- 社員でなくなれば住めなくなる中で、考える期間としての15年間である。
- この制度の周知期間で7年間を設定した。

【 賃貸住宅援助金の期間制限について 】 ※賃貸住宅援助金の給付期間制限(15年)の導入(実施日:H.34.4.1)

- 15年の制限後は支給が無くなり、全て自己負担になる。

- 特定地域の見直しで、賃貸住宅援助金が今まで1万5千円の方が、3万円をもらえるようになるエリアが増える。

【 社宅の特例措置について 】 ※居住期間制限延長特例措置時の使用料金に特例傾斜家賃の適用(実施日:H.34.4.1)

- 社会通念上期間延長が必要な社員に対して、特例傾斜家賃は法外である。
 < 55歳で既に15年居住の場合 >
 基本社宅使用料×1.6(傾斜家賃)×3(特例)

- 一般の賃貸住宅と社宅の料金を比較すると、6~8倍位の差がある。傾斜を付けても、一般賃貸よりは安く居住出来る。

【 社宅・寮の使用料金の見直しについて 】 (実施日:H.28.4.1)

- 社宅及び寮の使用料金を定期的に見直すところがあるが、そのスパンと増減幅は？

- 3年である。消費者物価指数を参考にする。極端な額にはしない。

【 イーストハイムタイプとその他の社宅の不公平感について 】 ※一部の社宅使用料金に設備費相当を加算(実施日:H.28.4.1)

- 一部の社宅使用料金に設備費相当として1,000円/月を加算する根拠は？また、対象社宅は？

- エレベーター・ガスコンロなどが古い社宅には無く、減価償却費の3割位で試算した結果、1,000円くらいの設定となった。対象は2,000戸位である。